

第51期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

## 第51期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制  
及び当該体制の運用状況

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

株式会社アーク

上記事項は、法令及び当社定款第12条の定めに基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様提供しているものとあります。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### 1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について決定した内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 取締役会において、当社及び子会社の取締役の職務の執行状況についての報告を行うとともに、法令、定款、株主総会決議及び取締役会規程その他関連規程に従った重要課題の討議及び決定を通じて、取締役の職務執行の監督を行う。
  - ② 監査役により、取締役から独立した立場で当社及び子会社の取締役の職務の執行の監査を行う。
  - ③ 各事業所及び管理部門から独立した内部監査室により、当社及び子会社の使用人の職務の執行の監査を定期的に行う。
  - ④ コンプライアンス委員会により、当社及び子会社のコンプライアンスに関する基本方針及び行動規範を定め、取締役、執行役員及びその他の使用人のコンプライアンス意識の維持・向上を図る。
  - ⑤ コンプライアンス委員会は、各事業本部からのコンプライアンスに関する報告体制を確立することによって、問題発生時に迅速に情報収集及び対策が可能な体制を構築し運用する。
  - ⑥ 反社会的勢力・団体排除のため、専門部署を設置し、対応マニュアルの作成及び関係機関との緊密な連携をとることによって、反社会的勢力・団体との一切の関係を遮断し、健全な企業活動を行うことができる体制を構築し運用する。
  - ⑦ 内部通報窓口を社内及び社外に設置し、当社及び子会社の取締役、執行役員及びその他の使用人からのコンプライアンスに関する通報を受け付け、問題への迅速な対応が可能な体制を構築し運用する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 取締役会その他重要な会議の意思決定に係る文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）及び取締役の職務執行に係る文書は、当社の社内規程に基づき、適正な管理及び保存を行う。
  - ② 当社の機密保持規程及び個人情報保護方針に基づいた適正な情報管理体制を構築し運用する。
- (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理（リスク管理）に関する規程その他の体制  
当社及び子会社のリスク管理を当社の重要な経営課題と位置付け、当社及び子会社における全社的なリスク及び各事業本部所管業務に付随するリスクを分析・抽出し、リスク管理体制を構築し、これを運用する。
- (4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 取締役会及び経営会議により、当社及び子会社の経営課題の実務的検討・助言を行う。
  - ② 執行役員制度により、当社及び子会社の職務執行機能の強化と迅速化及び職務執行責任の明確化を図る。
  - ③ 取締役会決議の省略制度（会社法第370条）により、取締役の職務の執行を効率的に行う。
- (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ① 関係会社管理規程を定め、子会社より、その取締役及び使用人の職務の執行に関する重要事項について、事前に取締役会への報告を受けるなど、子会社の経営管理を行う。
  - ② 主要な子会社については、監査役及び内部監査室による定期的な監査を実施し、その業務の適正を確保する。
  - ③ 親会社との関係では、必要に応じて当社の取締役及び使用人の職務の執行に関する重要事項を報告し、協議する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - ① 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役会の決定を尊重して、当社は、監査役の補助を専門とする、取締役から独立した人員を配置する。
  - ② 監査役は、監査役の職務を補助すべき使用人に対する指揮命令権を有する。
  - ③ 監査役がその職務の補助のために内部監査室の人員と協働することを求めた場合、当社は原則として内部監査室の人員をこれに充てる。
  - ④ 監査役の職務を補助すべき使用人及び前項の場合の内部監査室の人員は、取締役、執行役員及びその他の使用人の指揮命令を受けることなく、独立してその職務に当たる。
- (7) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
  - ① 当社及び子会社の取締役、執行役員及びその他の使用人は、当社に損害を及ぼすおそれのある事実や法令、定款又は社内規程に違反する行為を発見したときは、社内規程に従い監査役に報告を行う。

- ② 当社及び子会社の取締役、執行役員及びその他の使用人からの内部通報は、遅滞なく、コンプライアンス委員会に通知され、同委員会は、監査役会と情報を共有し、協力して対処する。
- ③ 当社及び子会社の取締役、執行役員及びその他の使用人による内部通報を理由として、通報者に対して、解雇その他いかなる不利益的な取扱いを行ってはならず、通報者が子会社の取締役、執行役員及びその他の使用人である場合は、当該子会社に対して、通報者に対する不利益的な取扱いの禁止及び適切な措置を講じることを指導又は勧告しなければならない。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ① 監査役は、定期的な監査役会の開催に加えて、代表取締役、内部監査室及び会計監査人と定期的な会合を開催し情報交換を行うことによって、監査の実効性を確保する。また監査役は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するため、当社及び子会社の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役又は使用人に対して説明を求めることとする。
  - ② 監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上し、緊急又は臨時に支出した費用については、事後、当会社に償還を請求することができる。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- (1) 業務の適正性及び効率性に関する取組み
  - ① 毎月1回開催の定例取締役会や必要に応じて開催される臨時取締役会において、法令で定める事項、経営上の重要課題、重要な業務執行について討議をして迅速に意思決定を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、取締役会は、これら取締役会での決定事項を除き、執行役員以上で構成される経営会議に対し個別の業務執行についての決定を委任しております。経営会議は、原則として毎月1回開催され、取締役会から委任された事項について迅速な経営の意思決定を行い、重要な事項については取締役会に報告しております。
  - ② 子会社の取締役及び使用人の職務の執行に関する重要事項については、関係会社管理規程に基づき、必要に応じ関係者の取締役会への出席を要請し、事前報告を受けるなど、子会社の経営管理を行っております。
- (2) コンプライアンス及びリスク管理に関する取組み
  - ① コンプライアンス規程に基づき設置するコンプライアンス委員会を毎月1回開催しております。同委員会においては、当社グループのコンプライアンスに関する事項についてモニタリングを行い、事案発生の未然防止と発生した事案への適切な対処・関係部門への支援を行っております。
  - ② リスク管理規程に基づき設置するリスク管理委員会を毎月1回開催しております。同委員会においては、当社グループのリスク管理の実施状況についてモニタリングを行い、重大なリスク発生の未然防止と発現した事案への適切な対処・関係部門への支援を行っております。
  - ③ 内部通報窓口として、当社の社内及び社外にコンプライアンス通報窓口を設置し、コンプライアンスに関する通報を受け付けるとともに、これらの問題への迅速な対応に努めております。
  - ④ 社内へのコンプライアンス及びリスク管理に関する意識の浸透への取組みの一環として、社内講習や社外リソースを用いて、全社員に対し各種の研修を継続して行っております。
- (3) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための取組み
  - ① 代表取締役と監査役会で構成する「経営懇談会」を当事業年度は4回実施し、中期経営計画の策定方針、事業戦略の再構築等、重要な経営課題について意見交換を行いました。
  - ② 監査役は、内部監査室及び会計監査人との間で「三様監査連絡会」を組織し、2019年1月にその第1回を開催して、情報共有と意見交換の促進を図りました。
  - ③ 社外監査役は、海外事業の往査に参加し、現地経営者と意見交換を行うなど、今後の監査活動の基礎となる現地事業の理解を深めました。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- イ. 連結子会社の数 … 20社
- ロ. 主要な連結子会社の名称  
米国アーク、英国アーク、タイアーク、アークヨーロッパ、P+Z Engineering GmbH、  
Shapers' フランス、Shapers' ポーランド、Shapers' インド、  
台湾アーク、アークディソン上海、東莞アーク及びその他9社

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した関連会社の状況

- イ. 関連会社の数 … 1社
- ロ. 会社の名称  
SETタイランド

##### ② 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社は、事業年度末日が連結会計年度末日と異なるため、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

海外連結子会社のうちP+Z Engineering GmbH及びShapers' インドの事業年度末日は3月31日であり、これら以外の海外連結子会社の事業年度末日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、事業年度末日が12月31日である連結子会社については、同日現在の計算書類を使用し、連結会計年度末日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。また、事業年度末日が3月31日であるShapers' インドは親会社であるShapers' フランスの事業年度末日である12月31日現在で、本決算に準じた仮決算を実施しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

- イ. 満期保有目的の債券 …… 償却原価法
- ロ. その他有価証券
  - ・時価のあるもの …… 各社の事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）
  - ・時価のないもの …… 移動平均法による原価法
- ハ. デリバティブ …… 時価法
- ニ. たな卸資産
  - ・製品・仕掛品 …… 主として個別法による原価法  
（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げ法）
  - ・原材料及び貯蔵品 …… 主として移動平均法による原価法  
（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げ法）

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 …… 2～50年
- ・機械装置及び運搬具 …… 2～20年

###### ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2～10年）に基づく定額法を採用しております。

###### ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### ③ 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

当社は債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員の賞与の支払に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

ハ. 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

ニ. 株式給付引当金

執行役員株式給付規定に基づく当社の取締役及び執行役員への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、主としてその発生時の翌連結会計年度に一括で費用処理することとしております。過去勤務費用は、発生時の連結会計年度に一括で費用処理することとしております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間に関する事項

のれんは、その効果の発現する期間を見積もり、20年以内で均等償却を行っております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用)

当連結会計期間より、日本基準を採用する当社及び米国基準を採用する北米子会社を除き、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用しています。これにより、収益の認識基準を見直し、金融商品・リース契約・保険契約・同業他社との商品等の交換取引を除く、すべての契約について、約束した財又はサービスが顧客に移転された時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価を反映した金額で、収益を認識することとしました。

IFRS第15号の適用については、IFRS第15号の経過的な取扱いに従って、当連結会計期間の期首において、累積的影響額を利益剰余金に加減しています。

この結果、利益剰余金の当期首残高が72百万円減少しております。

(「税効果会計に係る会計基準の適用指針」の改正)

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)が改正され、当連結会計期間より適用しております。これに伴い、子会社株式に係る将来加算一時差異について、予測可能な将来の期間に当該株式の売却等を行う意思がない場合を除き、繰延税金負債を計上する方法へ変更しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価格に反映されております。

この結果、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は617百万円増加しております。

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当社は、従来、有形固定資産の減価償却方法については、主として定率法(但し、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用していましたが、当連結会計期間より定額法に変更しております。

当社グループは、2018年1月24日付けで三井化学株式会社の連結子会社となり、会社基盤の更なる拡大と持続的な成長を達成するために、各拠点で設備並びに人材への投資を進めております。その中で当社の有形固定資産の使用実態を調査・検討した結果、有形固定資産全般につき今後使用期間にわたって安定的かつ継続的に使用されるものと見込まれることから、定額法による減価償却を行うことが、当社の有形固定資産の使用実態をより適切に反映する合理的な方法であると判断いたしました。

この結果、当連結会計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ71百万円増加しております。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を、当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めていた「償却債権取立益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「償却債権取立益」は13百万円であります。

## 4. 追加情報に関する注記

株式報酬制度「株式給付信託」

当社は、当社の取締役及び執行役員に対する株式報酬制度「株式給付信託」を導入しております。

本制度は、当社の取締役(執行役員を兼務する取締役に限り、社外取締役を除きます。)及び執行役員の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役及び執行役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、導入したものであります。

### (1) 取引の概要

本制度は、当社取締役会が定める執行役員株式給付規程に従い、業績達成度等に応じて、当社所定の基準によるポイントを付与し、執行役員の退任時に累積ポイントに応じた自社株式を株式給付信託を通じて交付するものです。当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社株式を交付する取引に関する実務上の取り扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)に準じて、総額法を適用しております。

### (2) 信託に残存する自社の株式

株式給付信託に残存する当社株式を、株式給付信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、

当連結会計年度末において176百万円、1,602,000株です。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ① 担保に供している資産

原材料及び貯蔵品	50 百万円
建物及び構築物	570
機械装置及び運搬具	125
工具器具及び備品	1
土地	574

計 1,322

#### ② 担保に係る債務

1年内償還予定の社債	140 百万円
1年内返済予定の長期借入金	344
社債	580
長期借入金	1,679

計 2,743

上記社債の銘柄は無担保社債ですが、銀行の保証に対して上記資産を担保に提供しております。

また、上記債務のほか、連結子会社の商取引等に対する銀行保証（当連結会計年度21百万円）、その他保証（当連結会計年度0百万円）について、上記資産を担保に供しております。

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額 15,537 百万円

## 6. 連結損益計算書に関する注記

### (1) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	金 額 (百万円)
アジア 1件	事業用資産	建物及び構築物	54
		機械及び運搬具	22
		工具、器具及び備品	3
		その他無形固定資産	21
北米 3件	事業用資産	建物及び構築物	0
		機械及び運搬具	39
		工具、器具及び備品	6
		建設仮勘定	18
		その他無形固定資産	9
合計			177

当社グループは、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出し、継続的に収支の把握がなされる最小の管理会計上の単位に基づき資産のグルーピングを行い、また、遊休資産については、個々の資産ごとに減損損失の認識の判定及び測定を行っております。

事業用資産については、収益性の低下した固定資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、事業用資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、売却見込み額により算定しております。

## 7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	409,770,388株	一株	一株	409,770,388株
合計	409,770,388株	一株	一株	409,770,388株

### (2) 剰余金の配当に関する事項

該当する事項はありません。

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用についてはリスクの僅少な預金等に限定しております。資金調達については社債の発行及び金融機関からの借入による方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社及び連結子会社の債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を随時把握する体制としています。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、買掛金及び電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

社債、借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）に係る資金調達を目的としたものであります。これらは資金調達に係る流動性リスクや、一部金利の変動リスクに晒されておりますが、各部署からの報告に基づき資金繰り計画を作成・更新することでリスクを管理しております。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注2）参照）。

	連結貸借対照表金額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
① 現金及び預金	15,590	15,590	—
② 受取手形及び売掛金	12,126	12,126	—
③ 電子記録債権	1,156	1,156	—
④ 投資有価証券	83	83	—
資産計	28,956	28,956	—
① 支払手形及び買掛金	2,891	2,891	—
② 電子記録債務	92	92	—
③ 1年内償還予定の社債	284	284	—
④ 1年内返済予定の長期借入金	748	748	—
⑤ リース債務（流動負債）	55	55	—
⑥ 未払金	910	910	—
⑦ 未払法人税等	318	318	—
⑧ 社債	1,148	1,052	△95
⑨ 長期借入金	2,548	2,546	△2
⑩ リース債務（固定負債）	446	440	△5
負債計	9,444	9,340	△103

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び投資有価証券に関する事項  
(資産)

#### ①現金及び預金、 ②受取手形及び売掛金及び③電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④投資有価証券

株式等の時価は取引所の価格によっております。

(負債)

①支払手形及び買掛金、②電子記録債務、③1年内償還予定の社債、④1年内返済予定の長期借入金、⑤リース債務(流動負債)、⑥未払金及び⑦未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑧社債

時価については、元利金の合計額を、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑨長期借入金及び⑩リース債務(固定負債)

これらの時価については、元利金の合計額を、当社で借入金を再調達した場合の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非 上 場 株 式	60

上記のものについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「④投資有価証券」には含まれておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	15,590	—	—	—
受取手形及び売掛金	12,126	—	—	—
電子記録債権	1,156	—	—	—
合計	28,873	—	—	—

(注4) 社債、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	284	284	284	284	296	—
長期借入金	748	731	595	442	176	603
リース債務	55	58	365	13	1	7
合計	1,087	1,073	1,245	739	474	610

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                  |        |
|------------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額    | 76.36円 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 2.13円  |

(注1) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当連結会計年度 (2019年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	30,804
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	30,804
普通株式の発行済株式数(千株)	409,770
普通株式の自己株式数(千株)	6,345
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末普通株式の数(千株)	403,424

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり当期純利益金額	
親会社株主に帰属する当期純利益金額(百万円)	860
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(百万円)	860
普通株式の期中平均株式数(千株)	403,424
普通株式(千株)	403,424

(注3) 株式給付信託が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。(当連結会計年度末1,602,000株)

また、「1株当たり当期純利益金額」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当連結会計年度末1,602,000株)

## 10. 重要な後発事象に関する注記

(特定子会社の解散及び清算)

当社は2019年4月25日開催の取締役会において、当社連結子会社及び重要な子会社であるアークディソン上海を解散及び清算することを決議いたしました。

### ① 解散する子会社の概要

- |         |             |
|---------|-------------|
| イ. 名称   | アークディソン上海   |
| ロ. 所在地  | 中国 上海市      |
| ハ. 代表者  | 加々美 一彦      |
| ニ. 資本金  | 29,553 千人民元 |
| ホ. 出資比率 | 100%        |
| ヘ. 事業内容 | 試作事業        |

### ② 解散及び清算の理由

中国内外の顧客に向け、上海に試作事業の生産、販売拠点を置いておりましたが、同地区における昨今の環境規制強化や地代家賃、人件費の高騰等を勘案し、アジア地域の拠点を再編するため、同社の解散及び清算を決議いたしました。

### ③ 当該解散及び清算による営業活動等への影響

同社の試作事業は、アジア地域内の他拠点において引き続き対応する予定であり、営業活動に与える影響は軽微です。

### ④ 解散及び清算日

解散及び清算の日程につきましては、現地の法律に従い、必要な手続きが完了次第、清算終了となる予定であります。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 …………… 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
  - イ. 時価のあるもの …………… 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
  - ロ. 時価のないもの …………… 移動平均法による原価法
- ③ デリバティブ …………… 時価法
- ④ たな卸資産の評価基準及び評価方法
  - イ. 製品・仕掛品 …………… 個別法による原価法  
(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
  - ロ. 原材料及び貯蔵品 …………… 主として移動平均法による原価法  
(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）  
定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
  - イ. 建物 …………… 2～38年
  - ロ. 機械及び装置 …………… 2～9年
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）  
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 繰延資産の処理方法

社債発行費  
社債の償却期間にわたり定額法により償却しております。

#### (4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金  
従業員の賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金
  - イ. 退職給付見込み額の期間帰属方法  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
  - ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異は、その発生時の翌事業年度に一括で費用処理することとしております。
- ④ 株式給付引当金  
執行役員株式給付規程に基づく当社の取締役及び執行役員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### (5) その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

連結注記表「会計方針の変更に関する注記」（「税効果会計に係る会計基準の適用指針」の改正）及び（有形固定資産の減価償却方法の変更）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

連結注記表「表示方法の変更に関する注記」（『税効果会計に係る会計基準』の一部改正）の適用に伴う変更）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 4. 追加情報に関する注記

連結注記表「追加情報に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 5. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ① 担保に供している資産

建物	383 百万円
土地	500
計	884

#### ② 担保に係る債務

1年内償還予定の社債	140
1年内返済予定の長期借入金	344
社債	580
長期借入金	1,679
計	2,743

上記社債の銘柄は無担保社債ですが、銀行の保証に対して上記資産を担保に提供しております。

### (2) 偶発債務

P+Z Engineering GmbH（注1） 740 百万円

米国アーク（注2） 443 百万円

Shapers' Wuhan（注2） 411 百万円

（注1）事務所等賃貸契約に基づく賃料及び金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。

（注2）金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。

### (3) 有形固定資産の減価償却累計額 5,671 百万円

### (4) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号及び平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法 …………… 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法により算出

② 再評価を行った年月日 …………… 2002年3月31日

③ 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額……△266百万円

### (5) 関係会社に対する金銭債権及び債務は次のとおりであります（区分表示しているものを除く）。

#### 親会社に対する債務

短期金銭債権 45 百万円

短期金銭債務 4 百万円

#### 親会社以外の関係会社に対する債権債務

短期金銭債権 323 百万円

短期金銭債務 83 百万円

## 6. 損益計算書に関する注記

親会社との取引高	
(1) 売上高	112 百万円
(2) 営業費用	50 百万円
親会社以外の関係会社との取引高	
(1) 売上高	237 百万円
(2) 営業費用	652 百万円
(3) 営業取引以外の取引高	493 百万円

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 6,345,867株

(注) 当事業年度末における自己株式のうち、株式給付信託が保有する株式数は、1,602,000株であります。

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

繰延税金資産

賞与引当金	249百万円
貸倒引当金	81
退職給付引当金	98
関係会社株式	571
減損損失	38
繰越欠損金	17,430
その他	129

繰延税金資産小計

18,598

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額

△17,387

将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額

△854

評価性引当額小計

△18,242

繰延税金資産合計

355

繰延税金負債

企業結合に伴う固定資産の時価評価差額

△128

その他

△126

繰延税金負債合計

△254

繰延税金資産の純額

101

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	米国アーク	直接100%	役員の兼任	債務保証（注3）	443		
子会社	英国アーク	直接100%	役員の兼任	貸付の実行	125	関係会社 長期貸付金	941
				貸付の回収	298		
				利息の受取（注1）	24		
子会社	アークヨーロッパ	間接100%	役員の兼任	貸付の実行	633	関係会社 長期貸付金	1,513
				貸付の回収	25		
				利息の受取（注1）	37		
子会社	P+Z Engineering GmbH	間接100%	役員の兼任	債務保証（注2）	740		
子会社	Shapers' 武漢	間接100%	役員の兼任	債務保証（注3）	411		
子会社	タイアーク	直接100%	役員の兼任	配当金の受取（注4）	275	未収入金	275
子会社	アーク台湾	直接100%	役員の兼任	配当金の受取（注4）	104		
子会社	米国オートモーティブアーク	直接100%	役員の兼任	貸付の実行	124	関係会社 長期貸付金	233
				貸倒引当金の繰入額	95	貸倒引当金	95
				利息の受取（注1）	5		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）資金の貸付の利率については、市場金利を勘案して、合理的に決定しております。

（注2）事務所等賃貸契約に基づく賃料158百万円、金融機関からの借入582百万円に対して債務保証を行っており、取引金額には期末残高を記載しております。保証料については受領していません。

（注3）金融機関からの借入に対して債務保証を行っており、取引金額には期末残高を記載しており

ます。保証料については受領しておりません。  
 (注4) 配当金の受取額については、剰余金の分配可能額を基礎とし、合理的に決定しております。

- (3) 兄弟会社等  
 該当事項はありません。
- (4) 役員及び個人主要株主等  
 該当事項はありません。

#### 10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 58.99円  
 (2) 1株当たり当期純利益金額 1.54円

(注1) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当事業年度 (2019年3月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	23,796
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	23,796
普通株式の発行済株式数 (千株)	409,770
普通株式の自己株式数 (千株)	6,345
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末普通株式の数 (千株)	403,424

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり当期純利益金額	
当期純利益金額 (百万円)	620
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—
普通株式に係る当期純利益金額 (百万円)	620
普通株式の期中平均株式数 (千株)	403,424
普通株式 (千株)	403,424

(注3) 株式給付信託が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。(当事業年度末1,602,000株)  
 また、「1株当たり当期純利益金額」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当事業年度1,602,000株)

#### 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。